

## 相続税法

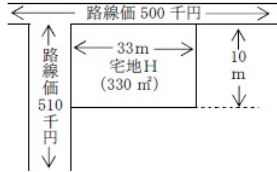
### 第68回 本試験問題

#### 【第一問】問2 (1)特定居住用宅地等

- 特例の適用対象となる「特定居住用宅地等」の適用要件について、その内容を説明しなさい。
- 特例の適用対象となる「貸付事業用宅地等」の適用要件について、その内容を説明しなさい。

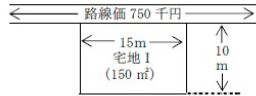
#### 【第二問】3(1)宅地H

- 宅地Hは、配偶者乙が取得する。宅地H(330㎡)は、路線価地域(普通商業・併用住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりである。



#### 【第二問】3(2)宅地I 都市計画道路予定地

- 宅地Iは、養子Eが取得する。  
宅地I(150㎡)は、平成6年3月9日から被相続人甲が月極駐車場として貸し付けていたものである。  
なお、この宅地は、容積率400%の路線価地域(繁華街地区)に所在し、そのうち56㎡は、都市計画道路予定地(都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設のうち道路の予定地をいう。)である。  
また、養子Eは相続開始時から申告期限までの間に被相続人の貸付事業を引き継ぎ、申告期限までに引き続きこの宅地を有し、かつ、貸付事業の用に供している。



的中

的中

的中

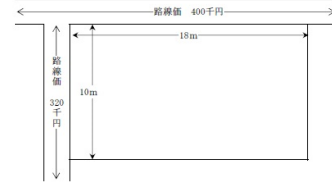
### LEC答練

#### 直前答練第1回 【第一問】問2 (1)特定居住用宅地等

- 租税特別措置法第69条の4第3項2号に規定する「特定居住用宅地等」について説明しなさい。
- Yが取得した財産のうちに、特例対象宅地等に該当するものはあるか。その理由を付して答えなさい。

#### 直前答練第1回 【第二問】3(1)①イ立川市所在のI宅地

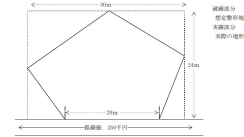
- イ 立川市所在のI宅地 地積 180㎡
- この宅地は、路線価地域に所在し、その地形等は次のとおりである。



#### 直前答練第2回 【第二問】3(1)①

#### K県M市125番所在の宅地 都市計画道路予定地

- K県M市125番所在の宅地 地積 380㎡  
イ この宅地は、路線価地域に所在し、その地形等は次のとおりである。



- ロ この宅地は、被相続人甲が生前にN株式会社(以下「N社」という。)に対して相当の地代を収受することにより貸付けていたものであり、N社はこの宅地をパン・菓子製造工場の敷地の用に供していた。なお、この宅地は、容積率300%の地域に所在し、そのうち100㎡は、都市計画道路予定地(都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設のうち道路の予定地をいう。)である。

第68回 本試験問題

【第二問】3(6)O社の株式

- (6) O社の株式は、配偶者乙に5,000株、子Aに20,000株、孫Hに5,000株をそれぞれ遺贈する。  
この株式の評価をするに当たり必要な資料は、次のとおりである。
- イ O社（平成2年4月1日設立）の資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいう。）は、40,000,000円であり、発行済株式数は50,000株であるが、それらはすべて普通株式であり、議決権は100株につき1個である。なお、自己株式はない。
- ロ O社の事業年度は1年で、決算期は3月である。
- ハ O社は小売業を営む会社で、その株式は取引相場のない株式である。
- ニ O社の評価上の区分は、大会社である。
- ホ O社は直前期以前の繰越欠損金はなく、株式等保有特定会社及び土地保有特定会社のいずれにも該当しない。
- ヘ 相続開始の直前の株主構成は次のとおりである。

被相続人甲	30,000株
配偶者乙	5,000株
O社の取引先	15,000株

- (注)「O社の取引先」は、各者とも相互に同族関係者に該当しない。
- ト 相続開始直前及び申告期限において、配偶者乙はO社の役員であるが、それ以外の者は役員ではない。
- チ O社の平成30年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の額は、次のとおりである。

なお、O社は課税時期において仮決算を行っていないため、課税時期における資産及び負債の金額は明確ではないが、課税時期の直前に終了した事業年度末から課税時期までの間に資産及び負債について著しい増減がなく、評価額の計算に影響しない。

(単位：円)

資産の部	金額	負債の部	金額
現金預金	15,327,000	買掛金	29,548,000
受取手形	2,000,000	未払費用	2,174,000
売掛金	32,814,800	借入金	12,000,000
商品	4,393,000	貸倒引当金	351,000
建物	35,000,000		
土地	60,000,000		
保険積立金	8,000,000		
繰延資産	2,783,900		
合計	160,318,700	合計	44,073,000

- (注)1 受取手形は、全て課税時期から6か月以内に支払期限の到来するものであり、券面額にて計上されている。この受取手形を金融機関で割引した場合の手数料は25,000円である。
- 2 建物は、5階建ての建物（各階の床面積は同一である。）であり、固定資産税評価額は30,000,000円である。この建物の1階部分については第三者に賃貸しており、2階から5階部分については、O社の店舗及び事務所として使用している。  
なお、この建物は、借家権割合30%である地域（都市計画区域内）に所在している。
- 3 土地は、平成25年5月25日に取得した宅地であり、課税時期における相続税評価額は、78,500,000円である。  
なお、課税時期における通常の取引価額に相当する金額は、98,125,000円である。
- 4 保険積立金は、被保険者を被相続人甲、受取人をO社とする生命保険契約に基づき支払った保険料のうち、資産計上した金額である。  
なお、O社は、被相続人甲の死亡によりこの生命保険契約に基づいて保険金30,000,000円を受け取り、この保険金を原資として配偶者乙に対して死亡退職金15,000,000円を支給している。
- 5 繰延資産は、財産性のない資産に該当する。
- 6 相続開始直前に終了した事業年度に係る法人税額等の未払いの金額は、法人税3,062,300円、消費税1,786,200円、事業税1,426,500円、道府県民税872,900円である。
- 7 特に記載のあるものを除き、貸借対照表上の金額と財産評価基本通達の定めに基づき計算した金額は、同一である。

リ O社の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等のAからDの金額は以下のとおりである。

(イ) 類似業種の株価	
平成29年平均	120円
平成30年4月以前2年間の平均	121円
平成30年4月	112円
平成30年3月	122円
平成30年2月	123円
(ロ) 類似業種の1株当たりの配当金額	1.7円
(ハ) 類似業種の1株当たりの利益金額	10円
(ニ) 類似業種の1株当たりの純資産価額	118円

ヌ O社の比準要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

(イ) 直前期の年配当金額	1,250,000円
(ロ) 直前々期の年配当金額	1,100,000円
(ハ) 直前期末以前1年間の利益金額	51,700,000円
(ニ) 直前々期末以前1年間の利益金額	54,750,000円
(ホ) 直前期末の利益積立金額	65,250,000円
(ヘ) 直前々期末の利益積立金額	58,000,000円

(注) 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。

LEC答練

上級答練第4回 【第二問】3(5)N社の株式

- (5) N社の株式25,000株は、子Aに18,000株、孫Eに5,000株、亡養子Dの子Hに2,000株をそれぞれ遺贈する。  
非上場のN社は、被相続人甲が昭和39年9月に設立し、被相続人甲が代表取締役を務めていた株式会社である。平成18年5月に代表取締役を子Aに交代した後は、被相続人甲は引き続き取締役として職務に従事していたが、平成25年5月に取締役を退任し、以後相談役として職務に従事していた。  
このほか、この株式の評価に必要な資料は次のとおりである。
- イ N社の資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額をいう。）は、30,000,000円であり、発行済株式数は60,000株（全て普通株式であり、議決権は1株につき1個である。）である。なお、自己株式はない。
- ロ N社の事業年度は1年で、決算期は3月末である。
- ハ N社は生産用機械器具製造業を営む会社で、その株式は「取引相場のない株式」、その評価上の区分は中会社、Lの割合は0.75、業種目は中分類として計算するものとする。  
なお、N社は直前期以前の繰越欠損金はなく、株式等保有特定会社及び土地保有特定会社のいずれにも該当しないものとする。
- ニ 相続開始直前の株主の構成は次のとおりである。

株主の氏名等	所有株式数	株主の氏名等	所有株式数
被相続人甲	25,000株	子C	5,000株
配偶者乙	5,000株	公益財団法人O	5,000株
子A	10,000株	N社の取引先12名	5,000株
子B	5,000株	合計	60,000株

(注)1 公益財団法人Oは、その法人の理事の総数10名のうち3名が被相続人甲の親族である。

2 「N社の取引先12名」は、各者とも相互に同族関係者に該当しない。  
ホ N社の役員のうち相続開始直前における被相続人甲及びその親族は、以下のとおりである。

- 代表取締役 子A  
取締役 配偶者乙  
監査役 A

なお、被相続人甲に係る相続税の申告期限においても、引き続き子Aが代表取締役、配偶者乙が取締役、Aが監査役の任にある。

ヘ N社の比準要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

平成30年3月期末以前1年間の年配当金額	3,000,000円	
平成29年3月期末以前1年間の年配当金額	1,500,000円	
平成28年3月期末以前1年間の年配当金額	2,400,000円	
平成30年3月期末以前1年間の利益金額	70,000,000円	非経常的な利益はない
平成29年3月期末以前1年間の利益金額	50,000,000円	非経常的な利益はない
平成28年3月期末以前1年間の利益金額	60,000,000円	非経常的な利益はない
直前期末の純資産価額の計算において採用する利益積立金額	70,000,000円	

(注)1 配当金は、全て毎年3月末日の決算日を基準日として支払われており、非経常的な配当はない。

2 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。

3 類似業種比準価額を計算する場合のN社株式の株価の計算過程においては、それぞれ的小数点第2位未満を切り捨てて計算するものとする。

ト N社の平成30年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

区分	資産の合計額(注)	負債の合計額(注)
帳簿価額	550,000,000円	450,000,000円
相続税評価額	650,000,000円	450,000,000円

(注)1 N社は相続開始時に仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算には影響しない。

2 宅地Lに係る借地権の額は、資産の金額に適切に計上されている。

3 N社は、保険会社との間で、被相続人甲を被保険者とした生命保険契約を締結しており、この契約に基づき保険金10,000,000円を平成30年5月20日に受領した。

なお、この保険金10,000,000円は、N社において未計上であり、また、この生命保険契約は掛け捨てのため、資産の金額には計上されていない。

4 平成30年4月10日に納税通知を受けた平成30年度の固定資産税1,400,000円は、負債に計上されていない。

5 相続開始の直前に終了した事業年度に係る法人税等の未払いの金額は22,000,000円、消費税等の未払いの金額は14,000,000円である。いずれも負債にその金額が計上されている。

6 N社は、平成30年5月29日定時株主総会で、5月末日を交付の効力発生日として、一株当たり50円の配当金（利益剰余金の分配）の支払を決議した。

7 N社は、平成30年5月29日定時株主総会で、被相続人甲の死亡退職に伴い10,000,000円の死亡退職金と、月額報酬100,000円の1年分に相当する1,200,000円の弔慰金の支給を決議した。死亡退職金及び弔慰金は、配偶者乙に支給された。

なお、被相続人甲は、業務上の死亡ではない。また、被相続人甲に対する未払いの報酬・賞与はない。

チ N社の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等のAからDの金額は以下のとおりである。

- 「生産用機械器具製造業」  
A株価：平成29年平均320円、平成30年2月350円、3月362円、4月356円  
課税時期の属する月以前2年間の平均360円  
B配当金額：4.7円  
C利益金額：18円  
D簿価純資産額：246円



第68回 本試験問題

【第二問】3(9)R 社転換社債型新株予約権付社債

- (9) R社転換社債型新株予約権付社債（以下「転換社債」という。）（券面額7,000,000円）は、子Aが取得する。  
 この転換社債は、金融商品取引所に上場及び日本証券業協会において店頭転換社債として登録されていないものであり、その内容は次のとおりである。なお、転換社債を発行したR社の株式は、取引相場のない株式である。
- |  |              |
|--|--------------|
| イ R社の課税時期における発行済株式数                        | 800,000株     |
| ロ 転換社債の発行総額                                | 120,000,000円 |
| ハ 転換価格                                     | 1,000円       |
| ニ 課税時期までにR社の株式に転換した転換社債の券面総額               | 40,000,000円  |
| ホ 財産評価基本通達の定めにより評価した課税時期におけるR社の株式の1株当たりの価額 | 1,550円       |



LEC答練

全国公開模擬試験 【第二問】3(6)O 転換社債型新株予約権付社債

- (6) O転換社債型新株予約権付社債（券面額 10,000,000円）は、二男Bが取得する。  
 この転換社債型新株予約権付社債はX株式会社（以下「X社」という。）の発行する社債でありその内容は次のとおりである。なお、この転換社債型新株予約権付社債は金融商品取引所に上場されていない。
- ① 発行価額 券面額 100円当たり 100円
  - ② 利率 本社債に利息は付さない
  - ③ 転換価格 1,500円
  - ④ 転換社債の発行総額 200,000,000円
  - ⑤ ④のうち課税時期までに株式に転換された転換社債の券面総額 50,000,000円
  - ⑥ X社の株価等
- X株式は取引相場のない株式であり、その株価等は次のとおりである。
- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| イ 資本金等の額             | 300,000,000円 |
| ロ 課税時期の発行済株式数        | 200,000株     |
| ハ 課税時期におけるX株式の相続税評価額 | 3,750円       |